

● 第3章 目標達成に向けた施策の推進

1 計画の施策体系

基本条例第8条では、環境の保全に関する施策の策定等に係る基本方針として、次のとおり規定しています。

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- 三 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて、体系的に保全されること。
- 四 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 五 歴史的文化的な遺産が保全されること。
- 六 良好な景観が保全されること。

この基本方針に沿って策定し、実施する環境の保全に関する施策の体系を、第2章で示した4つの基本目標ごとに整理し、図3-1に示します。なお、4つの基本目標に共通する施策については、「共通施策」として位置づけています。

図3-1 施策の体系

